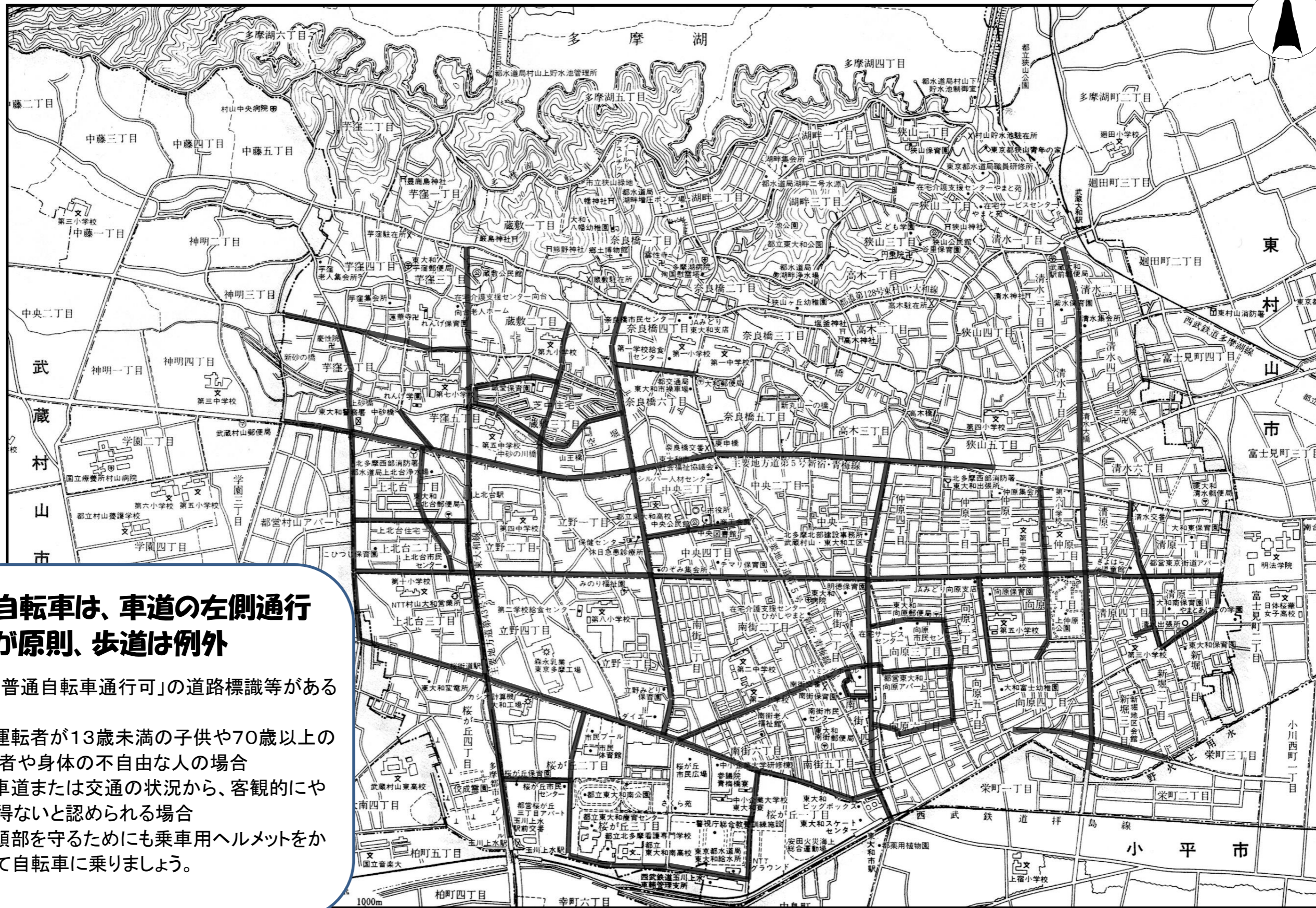




東大和市 普通自転車歩道通行可マップ



自転車は、車道の左側通行が原則、歩道は例外

- ① 「普通自転車通行可」の道路標識等がある場合
- ② 運転者が13歳未満の子供や70歳以上の高齢者や身体の不自由な人の場合
- ③ 車道または交通の状況から、客観的にやむを得ないと認められる場合
- ◎ 頭部を守るためにも乗車用ヘルメットをかぶって自転車に乗しましょう。

平成三十一年四月三日現在